

学校法人国際医療福祉大学 研究活動の不正行為の防止等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、国際医療福祉大学（以下「本学」という。）において行われる教職員等の研究活動について不正行為の防止及び不正行為が生じた場合、又はその恐れがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 一 「コンプライアンス」とは、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理、その他の規範を遵守することをいう。
- 二 「研究倫理」とは、科学者の責務、公正な研究、法令の遵守等科学者個人の自律性に依拠する倫理をいう。
- 三 「教職員等」とは、本学に雇用されている者及び本学の施設設備等を利用して研究に携わる者をいう。
- 四 「競争的研究費」とは、大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（競争的資金として整理されていたものを含む。）をいう。
- 五 「公的研究費」とは、前号を含む学校法人国際医療福祉大学公的研究費規程第4条に定義するものをいう。
- 六 「研究費等」とは、前号のほか学外からの研究資金（以下「外部研究費」という。）及び学内の研究資金による研究費を含むものをいう。

(不正行為)

第3条 本規程において「研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）」とは、本学教職員等が研究活動に係る場合における次の各号に掲げる行為をいう。

- 一 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん、盗用（以下「特定不正行為」という。）
 - 二 学内規程及び関係法令に逸脱して、研究費等を不正に使用する行為（以下「不正使用」という。）及び不正に受給する行為（以下「不正受給」という。）
 - 三 前各号に掲げる行為のほか、研究活動上の不適切な行為であって科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱が甚だしい行為、国際医療福祉大学倫理審査委員会規程に違反する研究を行う行為並びに本条各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をする行為。
- 2 前項第1号に掲げる「特定不正行為」の定義は次の各号に掲げるものとする。
- 一 ねつ造：存在しないデータ・研究結果等を作成する行為
 - 二 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
 - 三 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為

(遵守事項)

第4条 教職員等は、研究活動について別に定める「学校法人国際医療福祉大学研究活動に関する行動規範」を遵守しなければならない。

- 2 研究活動に係る教職員等は、本学が定期的実施する研究倫理教育を受けなければならない。
- 3 研究者等は、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等については当該論文等の発表後（若しくは研究終了報告後）より10年、試料については同5年を最小の保管期間とし、必要とされる場合には開示しなければならない。
- 4 公的研究費に係る教職員は、本学が実施するコンプライアンス教育を受講し、その内容を理解した上で、次の事項を記した誓約書を提出しなければならない。
 - 一 本学規則等を遵守すること
 - 二 不正を行わないこと
 - 三 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること
- 5 物品の購入を担当する事務部門の長は、公的研究費に関し業者と取引を行う場合は原則として、当該業者から、不正行為を行わないこと等を約する本学指定の「誓約書」を徴取しなければならない。

(運営・管理及び防止体制)

第5条 本学は、研究活動に関して、不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等を適正に行うため、次に掲げる責任者を定める。

- 一 最高管理責任者は、学長とし、不正行為の防止、研究費等の運営・管理を統括する。
- 二 統括管理責任者は、研究部門を担当する副学長、副大学院長又は理事から学長が推薦し、理事長が決定するものとし、不正行為の防止、研究費等の運営・管理について、具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。
- 2 前項に定める責任者のもと、不正行為の防止、公的研究費の管理・監査の体制整備を目的に、次に掲げる責任者を定める。
 - 一 研究倫理の向上を目的に研究倫理支援室を置く。研究倫理支援室長は、学長が指名する学内における研究倫理の有識者とし、広く研究活動に係る者を対象に研究倫理教育の全体的な計画を立案、実施する。
 - 二 研究不正防止推進責任者は、各学部、研究科、センター、附属病院等（以下「部局」という。）の長とし、定期的な研究倫理教育の実施、定期的なコンプライアンス教育の実施、研究費の執行・管理等の監督を行い、そのうえで必要に応じ、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - 三 研究不正防止推進副責任者は、各学部の学科長（研究科においては専攻主任）及び各部局の事務部門の長（又はそれに準ずる者）とし、研究不正防止責任者を補佐し、実効的な管理監督を行い得る体制を構築する。

(不正防止計画推進部署の設置と役割)

第6条 本学に、不正防止計画推進部署（以下「推進部署」という。）として、「研究管理室」を設置する。

- 2 推進部署は、不正行為の防止及び研究費等の適正な執行のため、最高管理責任者の指揮のもと、次

のこを行う。

- 一 不正防止計画の策定と改善
- 二 不正防止計画の実施状況の確認
- 三 コンプライアンス教育の実施
- 四 モニタリングによる執行状況の検証
- 五 公的研究費の管理に関する各部局、監査部との連携

(不正行為の告発等・相談窓口)

第7条 不正行為に関わる告発、情報提供等（以下「告発等」という。）のための窓口を置き、各部局の事務部門の長、研究管理室長、人事部長及び最高管理責任者が指名する者をこれに充てる。

- 2 窓口は、不正行為に関わる告発の受付、相談、情報の整理及び最高管理責任者等への報告を行うものとする。

(告発等)

第8条 不正行為の疑いがあると思料する者は、原則として、次の各号に掲げる事項を明示して不正行為の疑いについて告発等を行うことができる。

- 一 不正行為を行ったとする教職員等又はグループ等の氏名又は名称
- 二 不正行為の具体的内容
- 三 不正行為の内容を不正とする合理的理由

- 2 上記の告発等の受付は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などの選択を可能とするが、告発等は原則として顕名によるもののみ受け付ける。
- 3 前項の定めにかかわらず、匿名による告発等があった場合、告発等の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(予備調査)

第9条 最高管理責任者は、前条の告発等により不正行為の存在の可能性が認められた場合は、速やかに、告発等の合理性、調査可能性について予備調査を行うものとする。

- 2 予備調査は、統括管理責任者、法人事務局長、人事部長、当該告発の該当する部局以外の研究不正防止推進責任者、最高管理責任者が指名する者をもって構成する。
- 3 予備調査は、関係者からの事情聴取及び告発等に関わる書面等に基づき、不正行為の有無及び程度について行うものとし、最高管理責任者は予備調査の結果に基づき、告発等の内容の合理性を確認し本調査（以下、「調査」という。）を行うか否かを告発等の受付から概ね30日以内に決定するものとする。ただし、第3条第1項第2号の場合は、30日以内とする。
- 4 調査を行わないと判断した場合は、最高管理責任者は、その理由を付し、告発者に通知する。

(調査委員会)

第10条 最高管理責任者は、調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。

- 2 設置する調査委員会は、統括管理責任者、法人事務局長、人事部長、当該告発の該当する部局以外

の研究不正防止推進責任者、最高管理責任者が指名する者をもって構成する。

- 3 調査対象が、競争的資金等に係る特定不正行為、不正使用及び不正受給である場合、前項の規定にかかわらず、調査体制については、公正かつ透明性の確保から、本学に属さない弁護士、公認会計士等の第三者（以下、「外部有識者」という。）を半数以上とする調査委員会を設置する。また、すべての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 前項において、調査内容が第3条第1項に定める「特定不正行為」である場合、外部有識者は調査委員の半数以上であることとする。
- 5 調査委員会を設置した時は、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示す。これに対して、告発者及び被告発者はあらかじめ最高管理責任者が定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知することとする。

（調査）

第11条 調査実施の決定後、調査委員会において調査が開始されるまでの期間は概ね30日以内とする。

- 2 調査の開始に当たって、調査委員会は告発者及び被告発者に対し、調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。
- 3 調査委員会は、調査の開始後、概ね150日以内に調査結果のとりまとめを行うものとする。
- 4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、判定を行うに当たっては、被告発者に対し書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 競争的資金に係る不正使用及び特定不正行為の調査に際しては、以下の点を遵守する。
 - 一 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。）を受けた場合は、第9条に基づき調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関等に報告する。
 - 二 調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告、協議しなければならない。
 - 三 被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
 - 四 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告する。
 - 五 配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関等に報告する。
 - 六 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関等からの資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
 - 七 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与したものが関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出する。

(認定及び不服申立て)

第12条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する実験・研究計画書、生データ、メタデータ、実験・観察ノート、解析計画書及び解析結果、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。なお、どの証拠が必要とされるかについては研究の性質に応じて異なることから、調査委員会はその点を十分に考慮する。

4 最高管理責任者は、調査委員会における調査結果に基づき認定を行い、文書により告発者及び被告発者に通知する。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

5 告発者及び被告発者は、前項の認定の結果に不服がある場合は、窓口を通じ、最高管理責任者に対してその旨を申し立てることができる。

6 不服の申立ては、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に文書により行うことができる。

7 最高責任者は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

8 最高責任者は、第3項の不服申立てがあったときは、その事案に係る配分機関等に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

9 最高管理責任者は、第5項の不服申し立てを受理したときは、再調査を行うかどうかの審議を調査委員会に付託するものとする。

10 調査委員会が再調査を行うと決定した場合、調査委員会は、第5項の不服申し立てを受理した日から概ね50日以内に再調査を行う。

11 最高管理責任者は、前項の調査結果により、その認定を行い、文書により告発者及び被告発者に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

12 最高管理責任者は、前項の調査結果をその事案に係る配分機関等に報告する。

13 公表する調査結果の内容は、別紙1の内容を含むものとする。

(不正行為に対する措置)

第13条 最高管理責任者は、前条第4項又は第11項の認定が行われ、不正行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる必要な措置を取らなければならない。

- 一 調査対象者の教育研究（臨床）活動の停止勧告
- 二 配分機関等への通知

三 その他不正行為の排除のために必要な措置

四 特定不正行為と認定された論文等の取下げの勧告

五 調査結果報告書の公表

- 2 予備調査及び調査の結果、告発が悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が本学に不利益を与えることを目的とする意思）に基づくものと認定された場合、最高管理責任者は告発者に対し、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等、適切な処置を行う。

（告発者の保護）

第14条 本学すべての教職員は、不正行為に関わる告発をしたこと、調査に協力したこと等を理由に、当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けないよう配慮しなければならない。
- 3 不正行為に関わる告発又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（被告発者の保護）

第15条 本学すべての教職員は、相当な理由なしに、単に不正行為に関わる告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者が不利益な取扱いを受けないよう配慮しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 4 最高管理責任者は、調査の結果申し立てに関わる不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者の教育研究（臨床）活動への支障又は名誉棄損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置を取らなければならない。

（懲戒処分）

第16条 最高管理責任者は、本調査の結果、不正行為と認定された場合は、当該不正行為を行った者に対して、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じ、学校法人国際医療福祉大学就業規則、学校法人国際医療福祉大学就業規則（契約職員）、その他関係諸規程に従って、懲戒処分等必要な措置を講ずるものとする。

（内部監査）

第17条 本学における公的研究費の管理・運営並びに研究費の不正使用の防止等に関する監査（以下「内部監査」という。）については、監査部を最高管理責任者の指揮する内部監査部門として位置付け、監査部職員が実施する。

- 2 内部監査部門は、監事、会計監査人、その他の外部の専門家と連携し、定期的な会計書類のチェック及び不正発生リスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査を実施する他、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。

(事務)

第18条 研究活動に係る不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、第6条第1項で定める研究管理室が行うものとする。

(雑則)

第19条 本規程に定めるもののほか、研究活動に係る不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、最高管理責任者、統括管理責任者の他、関係者により協議する。

2 競争的資金等に係る不正使用及び特定不正行為の告発、調査及び認定の手続き等について本規程に記載のない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定)」及び「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」に則して対応するものとする。

(規程の改廃)

第20条 本規程の改廃は、常任理事会の承認を経て、東京事務所研究管理室がその事務処理を行う。

附 則

本規程は、平成21年4月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

本規程は、平成24年2月22日から施行する。

附 則

本規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成26年10月14日から施行する。

附 則

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和4(2022)年9月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和5(2023)年4月25日から施行する。

<別紙1>

調査結果 の報告書に盛り込むべき事項

- 経緯・概要
 - 発覚の時期及び契機（※「告発」の場合はその内容・時期等）
 - 調査に至った経緯等
- 調査
 - 調査体制（※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置）
 - 調査内容
 - ・調査期間
 - ・調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費費〕）
 - ・調査方法・手順（例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等）
 - ・調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時・内容等
- 調査の結果（特定不正行為の内容）
 - 認定した特定不正行為の種別（例：捏造、改ざん、盗用）
 - 特定不正行為に係る研究者（※共謀者を含む。）
 - ①特定不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - ②特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - 特定不正行為が行われた経費・研究課題（競争的資金等）
 - ・制度名
 - ・研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・交付決定額又は委託契約額
 - ・研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号（基盤的経費）
 - ・運営費交付金
 - ・私学助成金
 - 特定不正行為の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること）
 - ・手法
 - ・内容
 - ・特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途
 - 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由
- 調査機関がこれまで行った措置の内容
（例）競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等
- 特定不正行為の発生要因と再発防止策

- 発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）（※可能な限り詳細に記載すること）
- 再発防止策